平成27年度 第1回

芦屋市都市景観審議会

資 料

平成27年6月3日(水) 芦 屋 市

芦屋市屋外広告物条例の制定について

(説明事項)

屋外広告物法の概要

1. 規制の必要性

屋外広告物法

(目的)

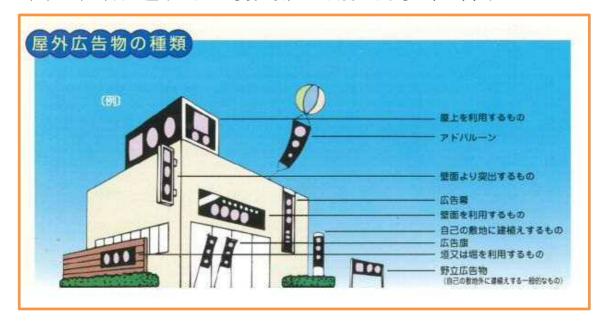
第1条 この法律は、<u>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持</u>し、又は<u>公衆に対する</u> <u>危害を防止</u>するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並び にこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的と する。

2. 屋外広告物の定義

屋外広告物法

(定義)

- 第2条 この法律において「屋外広告物」とは、<u>常時又は一定の期間継続して屋外で公</u> <u>衆に表示</u>されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告 板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するも のをいう。
- (1) 常時又は一定の期間継続:ビラやチラシなど定着して表示されないものは対象外
- (2) 屋外:屋内に表示されるものは対象外(屋外から見えるものも含む)
- (3) 公衆に表示:屋外であっても駅の改札口の内側にあるもの等は対象外



3. 規制の沿革

- 明治44年 旧広告物取締法
 - ①美観風致の維持②安寧秩序の維持③善良風俗の保持④危害防止 広告物の規制は国の事務であり、都道府県知事に委任されていた。
- ・ 昭和24年 屋外広告物法 規制に関する事務は、都道府県の条例に基づき都道府県に行わせることとし、法 は条例の基準を示すにとどめた。
- ・ 昭和27年 屋外広告物法 第1次改正 公告を前提とする略式代執行の規定等が追加
- ・ 昭和38年 屋外広告物法 第2次改正 違反貼紙について行政代執行の手続きによらず除却できる簡易除却の規定が追加
- ・ 昭和48年 屋外広告物法 第3次改正 簡易除却措置を貼札や立看板にも拡大 屋外広告業者の届出制度を定義
- ・ 平成16年 屋外広告物法 第4次改正 簡易除却措置をのぼり旗等にも拡大 景観行政団体である市町村に屋外広告物条例を策定できる権限を付与 屋外広告業について登録制を導入

4. 条例を策定できる自治体

- (1)都道府県(法第3条)
- (2) 特別区(法第26条)
- (3) 政令指定都市・中核市(法第27条),
- (4) 景観行政団体である市町村等(法第28条)
- ※ ただし(4)は、屋外広告業の登録に係る規定を定めることはできない。

近年,快適な生活環境の創造が求められるなかで,地域の景観を構成する重要な要素となっている屋外広 告物に対する関心も高くなってきています。

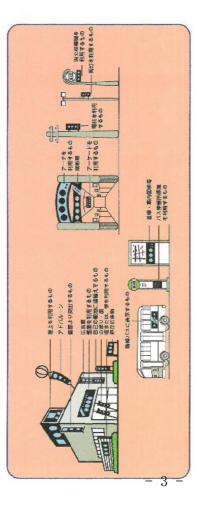
屋外広告物は,身近な情報の伝達手段として広く親しまれていますが,広告物が無秩序・無制限に氾濫す れば、まちの景観や自然景観を損なう原因になります。

このため兵庫県では、よりよい広告物景観の形成を目指して、広告物条例を施行しています、美しい芦屋のまちづくりを推奨するため、皆様のご協力をお願いします。





常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に対し表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、 広告板などをいいます。



93494949

条例によって屋外広告物を掲出する際の最低限必要なルールを定めています。

屋外広告物の掲出を原則として禁止している地域をいいます。

屋外広告物を掲出する際に、許可が必要な地域をいいます。

屋外広告物の掲出を禁止している物件をいいます

禁止地域や禁止物件、許可地域の規制の適用が除外される広告物をいいます。 過用際外広告物

許可地域に掲出する広告物や一部の適用除外広告物については、許可の基準が定められています。

広告物の許可を受けようとする時は、許可申請書に必要な添付書類を添えて

市町担当課 (芦屋市都市計画課

屋外広告業者の属出

屋外広告業を営もうとする方は、独事への届出が必要です。 <mark>届出先</mark> 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市計画課 電話(078)341-7711(大代表)

0 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

		禁止地域		許可始域
	・原則として広告物の掲出は禁止され ・自家用の広告物や道標・案内図板に すれば許可を受けて掲出できます。 ・自家用の広告物については、一定の りません。	原則として広告物の掲出は禁止されています。 自家用の広告物や道標・案内図板については許可基準に適合すれば許可を受けて掲出できます。 自家用の広告物については、一定の基準内であれば許可はい りません。	止されています。 図板については許可基準に適合 ます。 一定の基準内であれば許可はい	・原則として広告物の掲出には許可が必要です。 ・自家用の広告物については、一 たの基準内であれば許可はいりません。 ・商業系の地域とその他の地域では、一一部の広告物について異なる計算を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	日本 神画士大のそのセン・ス
	·國立公園 ·國致地区 (用淡地域外) · 弄有開発有料道路 の沿道	·國敦地区 (用途地域內) ·第1.2 種低層住居 專用地域 ·第1.2 種中高層住 居專用地域	・阪神高速道路神戸 西宮線の沿道 (路端から50m 以内,道路の路面 高から高さ15m までの空間) ・阪神高速道路湾庫 線の沿道 (路端から200m 以内)	- お刺らわられ
許可の原題	3枚以下	1 2 0 m 以下 3 0 m 以下 3 0 m 以下 4 枚 以下 5 枚 以下 5 枚 以下 1 1 1 1 1 1 1 1 1	30㎡以下5枚以下	・高さが15mを超える建築物を 利用する場合には、壁面の合計 面積の1/2以下でなければなり ません。
許可不要	高に以下	5 可以下3 数以下	5 点以下 3 茶以下	10㎡以下 3 枚 以 下 原即として許可が必要ですが、 適用除外として認められる総囲
H	禁止物件(広告物の掲出を	(広告物の掲出を禁止している物件)		
6	次のような公共の構造物などについては、 (SHELT.	屋外広告物の掲出を禁止しています。 本 all action at



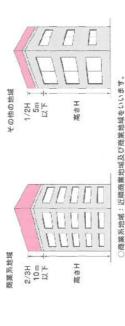
5-1 評可地域について

許可地域では、褐出する場所や広告物の種類に応じて広告物の面積・高さなどの許可基準が定められています。

個別基準(抜粋)

(1)屋上を利用するもの

区分	國業米培與	その街の街鎮
を発	地上から設置する値所までの高さの2/3 以下 かり 10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2 以下かつ 5m以下
地上からの高	5 2 m以下 (超える場合は一定基準をみた すものに限定)	47m以下 (同左)
福出编所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の		ネオン管が露出しているネオンサインの 使用・光源の点滅が急速なものの禁止
瀬 中 州 州	・連条物(屋上補道物を除く)の壁面の延長面からの宍出茶、女柱や骨組みをアーパーなどにより遮蔽すること。	からの栄出禁止いる。こと。



4

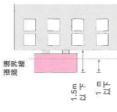
(2) 壁面を利用するもの

その他の地域 壁画の1/5以下 4 7 m以下 (同左) ・広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下とすること。 ・壁面の外影線からの突出禁止 ・窓、開口部をふさがないこと(広告幕を除く)。 ・意匠が同一のものは、1壁面に1枚(基) 52m以下(超える場合は一定基準をみたずものに限定) 西縣然地鎮 壁面の1/4以下 表示回播の 合 が上からの 高 その他の数示方法 * M



(3)壁面より突出するもの

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から 1.5m以下,道路境界から1m以下	上以下
地上からの高	5.2 m以下	47m以下
道路画か らの高さ	4.5 m以上 (歩道上2.5 m以上)	
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、 ・交通信号機から10m以内は、ネオン管の露出	壁面の上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。 交通信号機から10m以内は、ネオン管の露出しているネオンサインの使用・光源の点 連合を表します。



(4) 自己の敷地に建植えするもの

* X	商業系造庫	その他の地域
表示回描	・広告板 1方向の表示面の面積 20㎡以下,表示面積 40㎡以下 ・広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下,	/面積 4 0 ㎡以下 合計 3 0 ㎡以下,表示面積 6 0 ㎡以下
1000	2 華以下	
も上からのは	1 5m以下	
その他の表示方法	お上からのイン部の場合を表現しています。	からの高さが5mを超える場合は、ネ 管が露出しているネオンサインの使用・ の点滅が急速なものの禁止



表示面の面積の合計それぞれ接すると方向の 임,F汉下

このほかにも個別基準が定められている広告物があるほか、規制の対象となるすべての広告物に適用される共通基準があります。

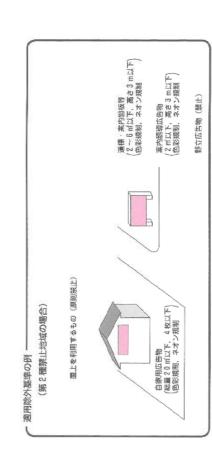
※鑩桁

5-2 禁止地域・禁止物件について

日常生活や経済活動を行っていくうえで、最小限必要な広告物については、掲出目的、表示面積などが 一定の基準に適合すれば、禁止地域や許可地域、禁止物件の規制の適用を除外することとしています。

目除外広告物(禁止地域や禁止物件にも掲出できる広告物)

- (1) 禁止地域・許可地域・禁止物件に許可不要で掲出できるもの
- ・他の法令の規定により掲出するもの
- 公共広告物 (5 ㎡超のものは要届出)
- ・選挙運動用ボスター等
- · 奇贈者名等表示広告物
- (2) 禁止地域・許可地域に許可不要で掲出できるもの
 - ・自家用広告物(一定面積を超えるものは要許可)
- · 管理用広告物
- ・配婚葬祭または祭礼のために一時的に掲出するもの
- · 講演会等会場數地內広告物
- ・非営利目的のためのはり紙、はり札、立看板等 (一定のものは要届出) など
- (3) 禁止地域に許可を受けて掲出できるもの
- ·道標·案內図板等
- ・ 案内誘導広告物 など
- (4) 禁止物件に許可不要で掲出できるもの
 - ·自家用広告物
- ·管理用広告物



適用除外基準(抜粋)

10 m以下 2 0 m以下 2 0 m以下 2 0 m以下 3 枚以下 2 0 m以下 2 0 m以下 3 枚以下 2 0 m以下 2 0 m以下 3 枚以下 2 m以下 7 m以下 2 0 m以下 2 m以下 3 m以下 2 m以下 3 枚以下 3 0 m以下 3 m以下 4 m以下 4 m以下 4 m以下 4 m以下 4 m以下 4 m以下 5 m以下 5 m以下 4 m以下 5 m以下 4 mux	可不		STATE STATE OF	
1 0 m以下 2 4 以下 2 4 以下 2 4 以下 2 4 以下 3 4 以下 3 4 以下 3 4 以下 3 6 以下 3 m以下 4 m以下 4 m以下 4 m以下 4 m以下 5 m以下 4 m以下 4 m以下 5 m以下 4 m以下 5 m以下 4 m以下 5 m以下 4 m以下 4 m以下 5 m以下 4 m以下 4 m以下 5 m以下 4 mux 4 mu	*		E ZZ	
	回	10㎡以下3枚以下	20㎡以下4枚以下	30点以下5枚以下
また	配	屋上への掲出禁止 建築物壁面からの突出禁止	屋上への掲出禁止	
また	課権ス広告物の 地上からの調む	5 m 以 ト	7 M M 7	10m以下
- ネオン禁止 - ・ネオン禁止 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		彩版の高い色の色数 彩度の高い色を使用する地色部	分の表示面の面積に対する割合	2 6 以下 1/2以下
5 成以下 10㎡以下 2 枚以下 3 枚以下 2 枚以下 3 枚以下 2 枚以下 3 枚以下 3 明 板 2 ㎡以下 4 0 位 3 ㎡以下 4 0 位 3 ㎡以下 4 0 位 6 ㎡以下 5 0 位 6 ㎡以下 4 0 位 7 ㎡以下 4 0 位 6 ㎡以下 5 0 位 6 ㎡以下 4 0 位 7 ㎡以下 5 m 以上 7 元 以上 5 m 以上 1 / 5 以下 4 位 1 / 5 以下 4 付 1 / 5 以下 5 m 以上 2 元 以上 4 付 2 元 以上 5 m 以上 3 元 以下 4 付 2 元 以上 5 m 以上 3 面 以上 5 m 以上 3 面 以上 6 m 以上 2 m 以上	市	・オオン禁止・光陽の点滅禁止	・ネオン禁止 (建物利用のネオン管が露 出していないものを除く) ・光源の点道禁止	・ネオン管の露出している ネオン禁止 ・光源の急速な点減禁止 (高速道路沿道の屋上広告 物は光源の点滅禁止)
雇上への掲出禁止 連集物壁面からの突出禁止 高 標 1 ㎡以下 説 報 様 2 ㎡以下 そ の 他 3 ㎡以下 素内図板 6 ㎡以下 ・地上からの高さ 3 ㎡以下 そ の 他 6 ㎡以下 ・地上からの高さ 3 ㎡以下 表内図板 6 ㎡以下 ・相互 距 離 5 ㎡以下 7 0 他 7 0 元以上 ・表示面積 8 ㎡以下 5 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以下 5 ㎡以下 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以下 5 ㎡以下 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 8 ㎡以下, 1個を ・ 表示面積 6 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以下 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以下 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以上 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以上 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以上 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以下 ・ 表示面積 6 ㎡以上 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以下, 1個を ・ 表示面積 6 ㎡以下, 1個を ・ 表示面積 7 ㎡以上 ・ 表示面積 6 ㎡以下, 1個を ・ 表示面積 7 ㎡ 8 ㎡以下, 1個を ・ 表示面積 8 ㎡以下, 1個を ・ 地上からの高さ ・ 地上からの高さ ・ 地上からの高さ ・ 地上からの高さ ・ 地上からの高さ ・ 地上からの高さ ・ 地上からの高さ ・ ・ 一部上が高の点域禁止	回随	5 点以下 2 枚以下	10㎡以下3枚以下	
1	丑	摩上への掲出禁止 建築物壁面からの突出禁止		
道 標 1 ㎡以下 道 橋 2 ㎡以下 条内図板 6 ㎡以下 条内図板 3 ㎡以下 条内図板 6 ㎡以下 4 ㎡以下 4 ㎡以下 4 0 吨 5 ㎡以下 4 0 吨 5 ㎡以下 4 0 吨 下 5 ㎡以下 4 回 距離 5 ㎡以下 5 ㎡以上 5 ㎡ 5 ㎡以上 1 個 5 ㎡ 5 ㎡ 5 ㎡ 5 ㎡ 5 ㎡ 5 ㎡ 5 ㎡ 5 ㎡ 5 ㎡ 5	課権え広告物の 地上からの高さ 色 彩 表示方法	自家用広告物と同じ		
出位置 ・地上からの高さ 3 m 以下 ・相互距離 5 m 以上 ・交通信号機・踏切からの距離 5 m 以上 ・表計量名等表示部分の表示割合 1/5以下 ・ネイン禁止・光源の点域禁止 ・表示面積 ・ネイン禁止・光源の点域禁止 ・基かの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上がらの高さ ・地上からの高さ ・地方の高さ ・地方の距離 ・ちの表示の面積 ・本の音号機・踏切からの距離 ・ちの表示の面積 ・本の音号機・踏りからの距離 ・カイン禁止・光源の点域禁止 ・カイン禁止・光源の点域禁止	方向表示面積 (広告塔は接する 2 方向の表 示面積の合計	3333	246 EEEE 3333	
事業用広告物と同じ 5 m 以 上 ・ 交通信号機・踏切からの距離 1/5以下 ・ ネイン禁止・光源の点域禁止 ・ 表示面構 (集白広告物は、8 ㎡以下,1個を (集の長立・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上からの高さ・地上が高の高さ・ボードの基準に ・ 特にやむを得ないものに限る。 ・ 誘導を示面積・	出台	・地上からの高さ・相 互 距 職	E E	
・交通信号機・踏切からの距離 5 m 以 上 ・ 予踏者名等表示部分の表示割合 1/5以下 ・ネオン禁止・光源の点源禁止 ・表示面積 (集白広告物は、8 ㎡以下、1個を (集の長で) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		自家用広告物と同じ		
・表示面積 (集台広告物は、8 ㎡以下,1個を ・襟の長さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・地上からの高さ ・ 一地上からの高さ ・ 一が増加解 ・ 本相互距離 ・ 本相同を ・ を 形 ・ 色 形 ・ 色 形 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	表示方法	・交通信号機・踏切からの距離 ・寄贈者名等表示部分の表示割 ・ネオン禁止・光源の点減禁止	5	
	2025日華	特にやむを得ないものに限る。	告物は, 高さ ・踏切から ・指切から	1個多

* 備 考 この他にも、適用除外基準が定められている適用除外広告物があります。

芦屋市屋外広告物条例(骨子)

1. 用語の定義

広告主,広告物管理者に加え,広告物等が表示される土地や建築物を管理する者として「物件管理者」を新たに定義します。

2. 責務

それぞれの立場において果たすべき責務を明記します。

- (1) 市の責務………啓発や必要な施策を実施し、良好な景観の形成において先導的な役割を果たす。
- (2) 広告主等の責務…条例を遵守し、良好な景観形成に寄与するよう努め、市が実施する施策に協力する。
- (3) 市民の責務……市が実施する施策に協力する。

3. 義務

主に広告物を掲出する立場において、それぞれ果たすべき義務を明記します。

- (1) 管理義務…広告主又は広告物管理者にかかる、管理状況に関する市への報告や、一 定規模以上の広告物について有資格者による管理など、広告物を安全に 維持管理する義務。
- (2) 調整義務…広告主、広告物管理者、物件管理者がそれぞれの立場において、すべての広告物が適正に掲出されるよう、相互に調整する義務。
- (3)除却義務…広告物又は広告物管理者にかかる,許可期間を過ぎたものや不要な広告物について,広告を掲出するための骨組み等も含め,速やかに除却する義務。

4. 広告物等規制地域

これまで、第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、許可地域の4種類に区分されていましたが、「芦屋市景観計画」に基づき、規制エリアを細分化し、地域の特性に応じた規制とします。また、阪神高速道路の路面高さから15メートルの範囲において設定されていた第3種禁止地域は廃止します。

- (1) 芦屋川特別地域: 芦屋川沿岸一帯
- (2) 南芦屋浜特別地域:南芦屋浜全体
- (3) 沿岸沿道特別地域:宮川沿岸及び宮川線沿道一帯(国道2号以南は除く),山手幹線沿道一帯,鳴尾御影線沿道一帯
- (4) 広告物誘導特別地域:国道2号沿道一带,国道43号沿道一带,JR 芦屋駅前周辺

- (5) 第 1 種 地 域:市街化調整区域(元第1種禁止地域)
- (6)第 2 種 地 域:上記を除く1・2低層及び1・2中高層住居専用地域(元第 2種禁止地域)
- (7)第 3 種 地 域:上記を除く1・2住居及び近商・商業地域等(元許可地域) さらに、(1)~(4)の特別地域は、本市の景観形成において特に重要な地域であるため、許可を要する広告物の規模を計5㎡から計3㎡に引き下げます。

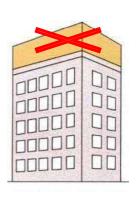
5. 規制内容

(1)屋上広告等の禁止

屋上広告などに代表される、建築物の高さを超えて設ける 広告物は、市域全域において設置を禁止します。

屋上に設置する広告物は、遠方からの見え方を考慮して、 大きな文字や派手なデザインになる場合が多く、建築物の高 さに含まれないため、スカイラインを乱す原因になります。

住宅都市として、比較的規模の小さい建築物が多い本市に おいては、全面的な禁止が望ましいと考えます。

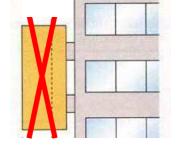


(2)壁面突出広告の原則禁止

建築物の側面に設置される壁面突出広告は、地面からの高さが低く、かつ片面 1 ㎡ 程度の小規模なものを除いて、市域全域において設置を禁

止します。

壁面突出広告は、道路沿いに設置されることが多く、通りとしての景観を害する一因となります。また、建築物が竣工した後に、建築物の躯体に支持を取る形で後付けされることが多いため、建築物のデザインを阻害することも少なくありません。さらに、高い箇所に設置されるものは維



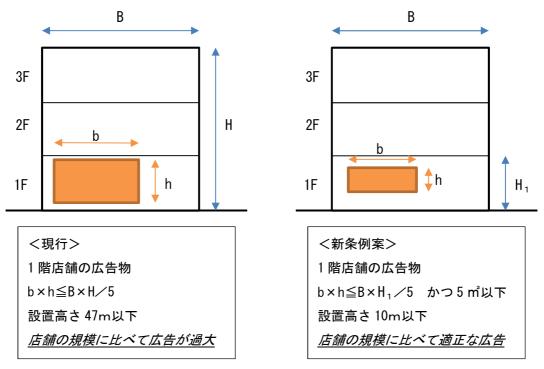
持管理が難しく、経年劣化による落下事故を引き起こす可能性があります。

本市では、壁面突出広告を大幅に制限し、景観の向上と安全の確保を目指します。

(3) 壁面広告の規制強化

壁面広告の個当たり面積の上限を設け、設置できる高さを低くします。さらに、壁面積に対する割合の規制を適用するにあたって、単に建築物の壁面積を母数とするのではなく、広告主が占用している建築物の壁面積のみを対象とすることにより、店の規模に応じた広告とします。

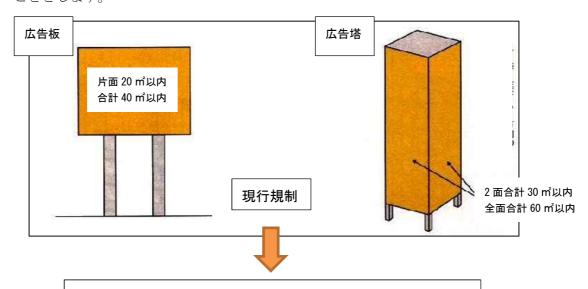
例. 1 階が店舗、2・3 階がマンションである建築物に店舗の広告物を掲出する場合



※地域によって表示面積や設置高さの上限は変わります。

(4) 建植広告の規制強化

現在は、広告板と広告塔で規制内容が異なり、かなり大きなものが掲出できること になっています。この異なる規制を統一し、芦屋のまちにふさわしい規模に制限する こととします。

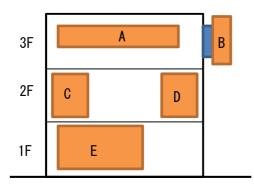


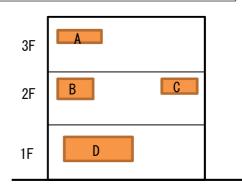
- ・広告板の規制(片面20㎡かつ合計40㎡)に統一する。
- ・地域によっては、高さや面積の上限を小さくする。

(5)総量規制の強化

一部の地域において適用される表示面積の総量規制について、現在は1事業所あたりの規制となっていますが、これを一団の土地や1の建築物あたりの規制とします。 テナントビル等、複数の店舗が存在する建築物においては、1建築物あたりの広告物の総量が大きくなり、周辺景観に影響を及ぼします。なお、看板の個数の上限については、これまで通り1事業所あたりとします。

例. 総量規制 20 ㎡の地域で 1 階~3 階にそれぞれ別の店舗が入っているビル





<現行>

A+B≦20, C+D≦20, E≦20 A~E 全体の合計面積は問わない <u>店舗ごとに総量規制が適用されるので、テナントビル等では広告</u> の量が増える。

<新条例案> A+B+C+D≦20

<u>建築物ごとに総量規制が適用さ</u> <u>れる。</u>

(6) 色彩にかかる規制強化

現在,本市では,建築物の色彩について厳しく規制しており,派手な色の使用を禁止しています。しかし,広告物の色彩にかかる現行規制は,ある程度派手な色遣いも許容されているため,これを大幅に見直します。

具体的には、全面的に使用を禁止する「禁止色」、ポイント的な使用に留める「アクセント色」、使用する面積を制限する「規制色」の3種類を地域ごとに設定し、すべての広告物に適用することで、芦屋の景観にふさわしい上品で落ち着いた広告物の誘導を図ります。

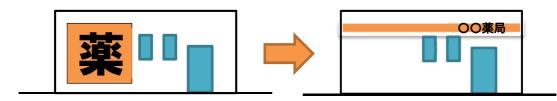
一例として, 芦屋川沿岸における規制案は以下のとおりとなります。



禁止色:使用禁止 アクセント色:表示面の 1/30 以下 規制色:表示面の 1/3 以下

(7) 文字の大きさの制限

文字が大きくなり過ぎると、全体のデザインを損なうだけでなく、見る者に圧迫感を与えることがあります。 1 文字当たりの大きさを 1 ㎡以下に抑えることによって、適正なデザインの広告物を誘導します。



(8) その他の広告物の禁止

アドバルーンによる広告は本市の景観にそぐわないため、禁止します。また、通りの景観を乱す一因となるのぼり旗についても、一部の地域を除いて禁止とします。さらに、LEDを使用するものやネオンサイン等についても、原則禁止とします。



6. 基準緩和

床面積が10,000㎡を超える大規模店舗等に掲出する広告物については、上記の内容による規制をそのまま適用すると不合理な結果になる可能性があるため、合理性が認められるものについては、一定の範囲内において基準を緩和します。

また、それ以外の広告物についても、デザイン性の高いものや周囲の景観の向上に寄与すると認められるものについては、芦屋市景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、基準を緩和します。

7. 許可の更新にかかる負担軽減

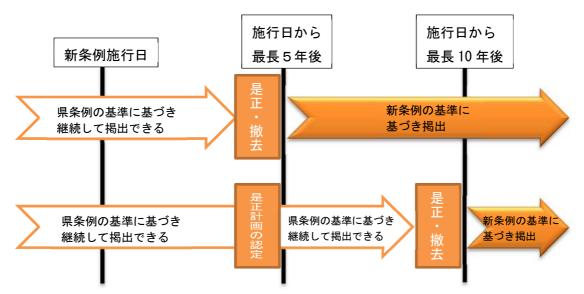
一般的に、屋外広告物の許可においては、適正な維持管理を図るため、定められた期間 ごとに更新を行うこととしています。現行の兵庫県条例における許可期間は最長2年となっていますが、有資格者によって適正に管理されている広告物については、許可期間を3 年に延長できるようにします。

さらに、許可時には別途手数料が必要となりますが、これを新規又は変更に係る広告物のみに限定し、更新だけで特に変更がない広告物については、更新時に手数料を徴収しないこととします。

8. 既存の広告物にかかる経過措置

新条例の施行時に適法に掲出されていた既存の屋外広告物のうち、新条例の規定に適合しなくなった広告物については、新条例施行後3年間(堅固なものについては5年間)に限り、現行の兵庫県条例による基準を適用し、引き続き掲出することができるようにします。また、その期間内に適正な是正計画書が提出されたものについては、さらに2年間(堅固なものについては5年間)延長できることとします。

また、それらの撤去や是正工事に対する補助制度の新設について検討します。



○芦屋市屋外広告物条例(案)

平成 2 8 年 月 日 条例第 号

目次

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 広告物等の規制(第8条-第31条)

第3章 雑則(第32条—第34条)

第4章 罰則(第35条—第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。) の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物 件(以下これらを「広告物等」という。)について必要な規制を行うことにより、 もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止 することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 広告主 自ら広告物等を表示し、若しくは設置する者又は屋外広告業を営む者その他の者に委託し、若しくは依頼してこれらの行為を行わせる者をいう。
 - (2) 広告物管理者 自ら表示若しくは設置した広告物等を管理する者又は委託若しくは依頼を受けて広告物等を管理する者をいう。
 - (3) 物件管理者 広告物等が表示若しくは設置される土地,建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)を所有又は管理する者をいう。
 - (4) 自家用広告物 自己の氏名,名称,店名若しくは商標又は自己の事業若しく は営業の内容を表示するため,自己の住所又は事業所,営業所若しくは作業場に

表示し、又は設置する広告物等をいう。

(5) 管理用広告物 自己が所有し、又は管理する土地、建築物等に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、広告物に関する啓発その他必要な施 策を策定及び実施するとともに、広告物等の表示又は設置に当たっては、良好な景 観の形成において先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(広告主等の責務)

第4条 広告主,広告物管理者,物件管理者及び屋外広告業を営む者は,この条例を 遵守し,良好な景観の形成及び風致の維持に寄与するよう努めるとともに,市が実 施する広告物に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、市が実施する広告物に関する施策に協力しなければならない。 (広告物等のあり方)
- 第6条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼす おそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮したものでなけ ればならない。

(適用上の注意)

第7条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 広告物等の規制

(許可)

- 第8条 広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、 市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、広告物等が規則で定める基準に適合する場合に限り、前項の規定による 許可をすることができる。

(広告物等規制地域の指定)

第9条 市長は、良好な景観の形成若しくは風致の維持、又は公衆に対する危害の防止を図る必要がある地域又は場所を広告物等規制地域として指定することができ

る。

- 2 広告物等規制地域に表示又は設置する広告物等は、規則で定める基準に適合するものとしなければならない。
- 3 市長は、広告物等規制地域を指定しようとするときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する芦屋市都市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、広告物等規制地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、広告物等規制地域の指定の解除又は変更について準用する。 (禁止物件)
- 第10条 次に掲げる物件(以下「禁止物件」という。)には、広告物等を表示し、 又は設置してはならない。
 - (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 石垣, 擁壁その他これらに類するもの
 - (3) 街路樹及び路傍樹
 - (4) 信号機,道路標識,道路情報管理施設,カーブ・ミラー及び道路上の柵並びに駒止,里程標その他これらに類するもの
 - (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
 - (6) 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
 - (7) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
 - (8) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
 - (9) 発電用風力設備,送電塔,送受信塔及び照明塔
 - (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
 - (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
 - (12) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件
- 2 次に掲げる物件には、貼紙、貼札、広告旗又は立看板その他これらに類するもの

を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 電柱, 街灯その他これらに類するもの(前項第6号に掲げるものを除く。)
- (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱
- 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。
- 4 市長は、第1項第6号又は第13号の規定により区域又は物件を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、第1項第6号又は第13号の規定により区域又は物件を指定したときは、 その旨を告示しなければならない。

(禁止広告物等)

- 第11条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。
 - (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
 - (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
 - (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 - (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
 - (5) 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの (適用除外)
- 第12条 次に掲げる広告物等(第2号に掲げる広告物等にあっては、規則で定めるところにより、市長に届け出たものに限る。)については、第8条第1項、第9条第2項、第10条第1項から第3項までの規定は適用しない。
 - (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
 - (2) 国,地方公共団体及び規則で定める公共的団体が公共的目的をもって表示し、 又は設置する広告物等で規則で定めるもの
 - (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター,立札等及びこれらを掲出する物件
 - (4) 非常災害のため必要な応急措置として表示し、又は設置する広告物等
 - (5) 公益上必要な施設又は物件に寄贈社名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- 2 次に掲げる広告物等については、第8条第1項の規定は適用しない。
 - (1) 自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの

- (2) 管理用広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (4) 講演会,展覧会,音楽会等のため,その会場の敷地内に表示し,又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
- (6) 人,動物又は車両(自動車を除く。)に表示する広告物
- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (8) 営利を目的としない活動のために表示する貼紙, 貼札, 広告旗, 立看板及びこれらを掲出する物件で規則で定めるもの
- 3 次に掲げる広告物等については、第10条第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 禁止物件(第10条第1項第2号,第8号及び第9号に掲げる物件に限る。) に表示し、又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 禁止物件に表示し、又は設置する管理用広告物等 (経過措置)
- 第13条 一の地域若しくは場所又は物件が広告物等規制地域又は禁止物件になった際,当該地域若しくは場所又は物件が,広告物等規制地域又は禁止物件になった日から3年間(規則で定める広告物等にあっては,規則で定める期間)は,第9条第2項及び第10条第1項の規定は適用しない。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において,当該期間が経過したときは,当該申請に対する処分がある日まで同様とする。

(許可の特例)

第14条 市長は、これまでの規定に関わらず、地域の良好な景観の形成に資し、かつ公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、芦屋市都市景観条例 (平成21年芦屋市条例第25号)第7条の2第1項に規定する景観アドバイザーの意見を聴いて第8条第1項の規定による許可をすることができる。

(許可の期間及び条件)

第15条 市長は、第8条第1項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する 危害を防止するために必要な条件を付することができる。

- 2 前項に規定する許可の期間は、3年を超えることができない。(許可の表示)
- 第16条 第8条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、 規則で定めるところにより、許可を受けた旨の表示をしなければならない。ただし、 規則で定める広告物等については、この限りでない。

(変更等の許可)

- 第17条 第8条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 2 第8条第1項又は前項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間満了後引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 3 第14条から前条までの規定は、前2項の許可について準用する。 (変更等の届出)
- 第18条 この条例の規定による許可(第8条第1項又は第17条第1項若しくは第 2項の規定による許可をいう。以下同じ。)を受けた者は、当該許可に係る広告物 の広告主、広告物管理者又は物件管理者の氏名若しくは名称又は住所に変更があっ たときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければ ならない。
- 2 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等が滅失したと きは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなら ない。

(完了の届出)

第19条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の取付けが完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(管理義務等)

第20条 広告主又は広告物管理者は、当該広告物等の補修その他必要な管理を怠ら

ないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

- 2 広告主又は広告物管理者は、当該広告物等の損傷、腐食その他の劣化の状況について、規則で定めるところにより、点検を行い、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 規則で定める広告物等については、規則で定める資格を有する者を広告物管理者として置き、適正な維持管理を図らねばならない。

(調整義務)

第21条 広告主,広告物管理者又は物件管理者は,一団の土地,建築物又は工作物において,広告主が異なる複数の広告物等が表示若しくは設置される場合,すべての広告物等が適正に表示若しくは設置,又は管理されるよう,相互に調整しなければならない。

(除却義務等)

- 第22条 広告主又は広告物管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。
 - (1) 許可の期間が満了したとき。
 - (2) 次条の規定により許可が取り消されたとき。
 - (3) 広告物等の表示又は設置が必要でなくなったとき。
 - (4) 第13条に規定する広告物等について、同条の規定により表示し、又は設置できる期間が経過したとき。
- 2 前項の規定による除却を行う場合は、当該広告物及び当該広告物を掲出するため の工作物等の全部又は一部が残存しないようにし、良好な景観の形成に配慮するこ と。
- 3 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

- 第23条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。
 - (1) 第15条第1項(第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。

- (2) 第17条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(措置命令)

- 第24条 市長は、この条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した 広告主又は広告物管理者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、 又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を 形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措 置を命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物の広告主又は広告物管理者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

- 第25条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
 - (3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

- 第26条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければ ならない。
 - (1) 前条各号に掲げる事項を,14日間(法第7条第4項の規定により除却した 広告物については,2日間),公衆の見やすい場所に掲示すること。
 - (2) 前号の方法による公示に係る広告物等のうち特に貴重と認められるものにつ

いては、当該公示の期間が満了してもなお当該広告物等の所有者、占有者その他 当該広告物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないと きは、当該掲示の要旨を市の広報紙に掲載すること。

(広告物等の価額の評価の方法)

第27条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、 当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他価額の評価に関する事情を勘案してす るものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等 の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第28条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、規則で定める方法によるものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

- 第29条 法第8条第3項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分 に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物等 3月
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の広告物等 14日

(広告物等を返還する場合の手続)

第30条 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(処分,手続等の効力の承継)

第31条 広告主又は広告物管理者について変更があった場合においては、この条例 の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第3章 雑則

(報告及び立入検査)

- 第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告主、広告物管理者又は物件管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違反の表示等)

- 第33条 市長は、この条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した 広告物等に、当該広告物等が違反である旨を表示することができる。
- 2 市長は、広告主、広告物管理者、物件管理者又は屋外広告業を営む者がこの条例 又はこの条例に基づく許可に付した条件に違反したと認めるときは、規則で定める ところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

- 第35条 第24条第1項の規定による命令に違反した者は,50万円以下の罰金に 処する。
- 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第8条第1項, 第9条第2項又は第10条第1項から第3項までの規定に違 反して広告物等を表示し, 又は設置した者
 - (2) 第17条第1項の規定に違反して許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- 第37条 第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人又は人の業務に関して第35条から前条までの違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に屋外広告物条例(平成4年 兵庫県条例第22号。以下「県条例」という。)の規定によりなされた許可,命令 その他の処分又は申請,届出その他の手続は,この条例の相当規定によりなされた 処分又は手続とみなす。
- 3 この条例の施行の際、県条例の規定により現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、施行日から3年間(規則で定める広告物等にあっては、規則で定める期間)は、第9条第2項及び第10条第1項の規定は、適用せず、なお従前の例による。
- 4 前項の規定の適用を受ける広告物等について、前項に定める期間内に、第9条第 2項及び第10条第1項の規定に適合させる改修又は除却その他の措置を採るこ とを記載した計画書の提出があり、市長が認めるときは、前項に定める期間にさら に2年間(規則で定める広告物等にあっては、規則で定める期間)を加えることが できる。
- 5 第3項又は前項の規定の適用を受ける広告物等について,第15条第4項により 準用する同条第1項に基づく許可の更新の期間は,第3項又は前項に定める期間内 において定めるものとする。

11b 1-4 67 I/r	申請不要	の基準			総量規制(管	理用は除く)	色彩				光源広台	<u> </u>			壁面利用		
地域名称	自家用広	告物	管理用広	告物	面積	個数	禁止色	アクセント色	規制色	規制内容	ネオンサイン	点滅等	LED	屋上利用	表示面積		高さ
第1種地域	5㎡以下	2枚以下	5㎡以下	2枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R: 彩度10超 その他: 彩度8超	Y・YR・R: 彩度6超 その他: 彩度4超	アクセント色は面 積の1/30以下 規制色は2色以下 かつ面積の1/5以 下		禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必 要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可 能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
第2種地域	5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度12超 その他:彩度8超	Y·YR·R:彩度8超 その他:彩度6超	アクセント色は面 積の1/30以下 規制色は2色以下 かつ面積の1/5以 下		禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必 要最小限かつ規模の小さ いものに限って使用可 能。		占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
第3種地域	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下			各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y•YR•R:彩度12超	彩度10超	アクセント色は面 積の1/30以下 規制色は2色以下 かつ面積の1/3以 下		禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必 要最小限かつ規模の小さ いものに限って使用可 能。	禁止	占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の高さ以下
芦屋川特別地域 (住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R: 彩度10超 その他: 彩度8超	Y・YR・R: 彩度6超 その他: 彩度4超	アクセント色は面 積の1/30以下 規制色は2色以下 かつ面積の1/5以 下		禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必 要最小限かつ規模の小さ いものに限って使用可 能。		占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
芦屋川特別地域 (商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下			各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R: 彩度10超 その他: 彩度8超	Y•YR•R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面 積の1/30以下 規制色は2色以下 かつ面積の1/5以 下		禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必 要最小限かつ規模の小さ いものに限って使用可 能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
南芦屋浜特別地域 (住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最 も彩度の高い色	Y•YR•R:彩度10超 その他:彩度8超	Y•YR•R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面 積の1/30以下 規制色は2色以下 かつ面積の1/5以 下		禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必 要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可 能。	禁止	占有壁面の1/10以下	2㎡/個以下	10m以下
南芦屋浜特別地域 (商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最 も彩度の高い色	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R: 彩度6超 その他: 彩度4超	アクセント色は面 積の1/30以下 規制色は2色以下 かつ面積の1/5以 下		禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必 要最小限かつ規模の小さ いものに限って使用可 能。		占有壁面の1/10以下	5㎡/個以下	10m以下
沿岸沿道特別地域	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R: 彩度12超 その他: 彩度8超	Y•YR•R:彩度8超 その他:彩度6超	アクセント色は面 積の1/30以下 規制色は2色以下 かつ面積の1/5以 下		禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必 要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可 能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
広告物誘導特別地域	柭5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下			各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y•YR•R:彩度12超	彩度10超	アクセント色は面 積の1/30以下 規制色は2色以下 かつ面積の1/3以 下		禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必 要最小限かつ規模の小さ いものに限って使用可 能。		占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の高さ以下

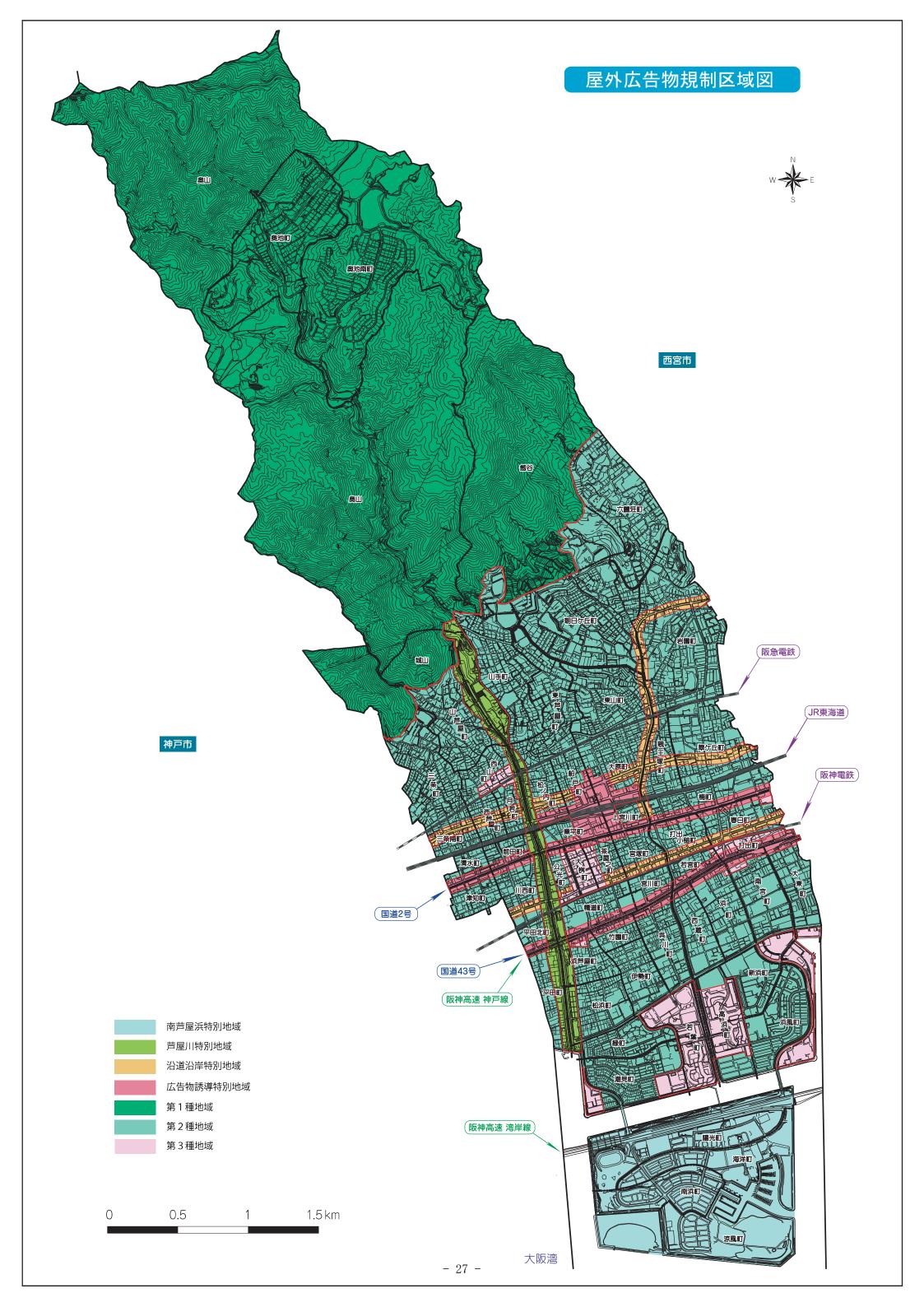
	壁面突出				敷地内建构	植			敷地外建构	直			垣·塀			置看板		→1° ° `	広告旗		1文字あたりの
地域名称	表示面積	出幅	上端高さ	下端高さ	表示面積		高さ	数量	表示面積		高さ	相互間距離	面積		数量	面積	数量	- アドバルーン	面積	相互間距離	文字の大きさ
第1種地域	禁止				1方向 5㎡以下		5m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
第2種地域	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路 上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
第3種地域	1方向 1㎡以下	建築物から 1.5m以下か つ道路上突 出不可(歩 道上は1mま で可)	4.5m以下	歩道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上 (敷地内 に限る)	設置面の 1/5以下 (商業系は 1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	2㎡/個以下	5m以上	設置高さ15m以下 の場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下
芦屋川特別地域 (住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
芦屋川特別地域 (商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下かつ道路 上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		設置高さ15m以下 の場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下
南芦屋浜特別地域 (住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	1基以下	原則禁止				設置面の 1/10以下	1㎡以下	1個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
南芦屋浜特別地域 (商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下かつ道路 上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/個以下	7m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/10以下	1㎡以下	1個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		設置高さ15m以下 の場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下
沿岸沿道特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路 上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
広告物誘導特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から 1.5m以下か つ道路上突 出不可(歩 道上は1mま で可)	4.5m以下	歩道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上 (敷地内 に限る)	設置面の 1/5以下 (商業系は 1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	2㎡/個以下 かつ8㎡以下	5m以上	設置高さ15m以下 の場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下

条例	11h 1-# 47 Th	申請不要の	 の基準			総量規制(管	理用は除く)	色彩				光源広台	<u></u>			壁面利用		
主体	地域名称	自家用広	告物	管理用広	告物	面積	個数	禁止色	アクセント色	規制色	規制内容	ネオンサイン	点滅等	LED	屋上利用	表示面積		高さ
第1種禁	 止地域			-		-					•				-			
兵庫県	第1種禁止地域	5㎡以下		5㎡以下	2枚以下	10㎡以下	3枚以下			彩度10以上	2色以下かつ面積 の1/2以下	禁止	禁止	禁止	禁止	壁面の1/5以下	なし	47m以下
芦屋市	第1種地域	5㎡以下	2枚以下	5㎡以下	2枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R: 彩度10超 その他: 彩度8超	Y•YR•R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の 1/30以下 規制色は2色以下かつ 面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要 最小限かつ規模の小さいも のに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
第2種禁	 止地域	•	•	•		•	•				1 2 2 2 2 2 2 2	•		1000	•		,	•
兵庫県	第2種禁止地域	5㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下			彩度10以上	2色以下かつ面積 の1/2以下	禁止	禁止	原則禁止	原則禁止	壁面の1/5以下	なし	47m以下
	芦屋川特別地域 (住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R: 彩度10超 その他: 彩度8超	Y•YR•R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の 1/30以下 規制色は2色以下かつ 面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要 最小限かつ規模の小さいも のに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
芦屋市	沿岸沿道特別地域	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R: 彩度12超 その他: 彩度8超	Y・YR・R: 彩度8超 その他: 彩度6超	アクセント色は面積の 1/30以下 規制色は2色以下かつ 面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要 最小限かつ規模の小さいも のに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
	第2種地域	5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R: 彩度12超 その他: 彩度8超	Y・YR・R: 彩度8超 その他: 彩度6超	アクセント色は面積の 1/30以下 規制色は2色以下かつ 面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要 最小限かつ規模の小さいも のに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
許可地均	t							•	•		•							•
兵庫県	許可地域	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下					彩度10以上 (敷地外建植のみ)	2色以下かつ面積 の1/2以下	面積や値	言号機かり	らの距離等の規定あり	47m以下 (商業系は 52m以下)	壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)		47m以下 (商業系は 52m以下)
	芦屋川特別地域 (商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下			各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y·YR·R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R: 彩度6超 その他: 彩度4超	アクセント色は面積の 1/30以下 規制色は2色以下かつ 面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要 最小限かつ規模の小さいも のに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
芦屋市	広告物誘導特別地域	5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下			各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y•YR•R:彩度12超	彩度10超	アクセント色は面積の 1/30以下 規制色は2色以下かつ 面積の1/3以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要 最小限かつ規模の小さいも のに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の高さ以下
	第3種地域	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下			各色相において最 も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y•YR•R:彩度12超	彩度10超	アクセント色は面積の 1/30以下 規制色は2色以下かつ 面積の1/3以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要 最小限かつ規模の小さいも のに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の高さ以下
広告景観	モデル地区																	
兵庫県	住宅地区 (第2種禁止地域)	5㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	地色は低彩度色を仮 彩度は8以下とし、落	使用する。 ネち着いた色彩とする	0		禁止	禁止	禁止	禁止	1壁面1枚以下	2㎡/個以下	
芦屋市	南芦屋浜特別地域 (住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最 も彩度の高い色	Y・YR・R: 彩度10超 その他: 彩度8超	Y•YR•R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の 1/30以下 規制色は2色以下かつ 面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要 最小限かつ規模の小さいも のに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/10以下	2㎡/個以下	10m以下
広告景観	モデル地区			•	,	•	•	•	•		,	•	•		•	•		
	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	20㎡以下		地色は低彩度色を依	使用する。				回転燈禁止		禁止	1壁面1枚以下		47m以下 (商業系は 52m以下)
芦屋市	南芦屋浜特別地域 (商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最 も彩度の高い色	Y・YR・R: 彩度10超 その他: 彩度8超	Y・YR・R: 彩度6超 その他: 彩度4超	アクセント色は面積の 1/30以下 規制色は2色以下かつ 面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要 最小限かつ規模の小さいも のに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/10以下	5㎡/個以下	10m以下

^{※&}lt;mark>赤色</mark>は現行の基準より厳しくなっている内容,緑色は現行の基準とほぼ同等とみなされる内容,青色は現行の基準より緩和されている内容をあらわす。

条例	114.1-4 67.374	壁面突出				敷地内建构	 直			敷地外建植			垣·塀			置看板		71.34	広告旗		1文字あたりの
主体	地域名称	表示面積	出幅	上端高さ	下端高さ	表示面積		高さ	数量	表示面積	高さ	相互間距離	面積		数量	面積	数量	アドバルーン	面積	相互間距離	文字の大きさ
第1種禁	止地域																				
兵庫県	第1種禁止地域	禁止						5m以下	2基以下	原則禁止			設置面の 1/4以下		2個以下	禁止		幅1.5m以下 高さ15m以下	2㎡以下	5m以上	
芦屋市	第1種地域	禁止				1方向 5㎡以下		5m以下	2基以下	原則禁止			設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
第2種禁	 止地域								•												
兵庫県	第2種禁止地域		建築物から 1.5m以下か つ道路境界 から1m以下	47m以下	4.5m以上 (歩道上 2.5m以上)			7m以下	2基以下	原則禁止			設置面の 1/4以下		2個以下	禁止		幅1.5m以下 高さ15m以下	2㎡以下	5m以上	
	芦屋川特別地域 (住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	2基以下	原則禁止			設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
芦屋市	沿岸沿道特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から 1m以下かつ 道路上突出 不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止			設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
	第2種地域	1方向 1㎡以下	建築物から 1m以下かつ 道路上突出 不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止			設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
許可地均	t					•		•	•								•	•	•		
兵庫県	許可地域		建築物から 1.5m以下か つ道路境界 から1m以下	47m以下 (商業系は 52m以下)	4.5m以上 (歩道上 2.5m以上)	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下 20㎡/基以下	5m以下	5m以上	設置面の 1/4以下		2個以下			幅1.5m以下 高さ15m以下	2㎡以下	5m以上	
	芦屋川特別地域 (商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から 1m以下かつ 道路上突出 不可			1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止	•		設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		設置高さ15m以下 の場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下
芦屋市	広告物誘導特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から1.5m 以下かつ道路上 突出不可(歩道 上は1mまで可)	4.5m以下	步道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下 20㎡/基以下	5m以下	5m以上 (敷地内 に限る)	設置面の 1/5以下 (商業系は 1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	2㎡/個以下 かつ8㎡以下	5m以上	設置高さ15m以下 の場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下
	第3種地域	1方向 1㎡以下	建築物から1.5m 以下かつ道路上 突出不可(歩道 上は1mまで可)	4.5m以下	步道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下 20㎡/基以下	5m以下	5m以上 (敷地内 に限る)	設置面の 1/5以下 (商業系は 1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	2㎡/個以下	5m以上	設置高さ15m以下 の場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下
広告景観																					
兵庫県	住宅地区 (第2種禁止地域)	禁止				1方向 4㎡以下	8㎡/基以下	5m以下	1基以下	原則禁止				1㎡以下	1個以下	禁止		禁止	住宅販売期	間のみ	
芦屋市	南芦屋浜特別地域 (住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	1基以下	原則禁止			設置面の 1/10以下	1㎡以下	1個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
広告景観	モデル地区					•			•	•							•	•	•		
兵庫県	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)		建築物から 1m以下かつ 道路上突出 不可	47m以下 (商業系は 52m以下)		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止				1㎡以下	1個以下		1基以下	イベント時のみ	イベント時の	りみ	
芦屋市	南芦屋浜特別地域 (商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から 1m以下かつ 道路上突出 不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/個以下	7m以下	2基以下	原則禁止			設置面の 1/10以下	1㎡以下	1個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		設置高さ15m以下 の場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下

^{※&}lt;mark>赤色</mark>は現行の基準より厳しくなっている内容,緑色は現行の基準とほぼ同等とみなされる内容,青色は現行の基準より緩和されている内容をあらわす。



屋外広告物条例制定スケジュール

